

高知市人権尊重のまちづくり条例

(平成31年4月1日条例第15号)

前文

「自由は土佐の山間より」と言われているように、私たちが暮らす高知市は、自由民権運動の発祥の地として知られています。土佐人ならではの粋にとらわれない豊かな想像力と、自由や権利を大切にする精神から生まれたこの運動は、近代日本の国づくりに大きく貢献しました。

自由民権運動の中核を成す自由と権利を尊重する精神は、すべての人間は誰もが生まれながらにして自由であり、一人一人がかけがえのない人間であるとする「世界人権宣言」や、すべての国民は法の下に平等であるとする「日本国憲法」の理念にも通じています。

私たち高知市民は、この自由と権利を尊重する精神と文化を守り後世に引き継ぐとともに、お互いを大切に、助け合う、あたたかい社会をつくるために努力を重ねてきました。

しかしながら、思想・信条や性別、人種、民族、宗教、社会での立場などの違い、生まれた場所、障害や病気の有無などを理由にした様々な差別や偏見は今なお存在していて、差別意識や偏見に基づく言動が多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしています。

特に、最近では、インターネット上での悪質な書き込み、真実ではない情報の流布による人権侵害や、外国人に対するヘイトスピーチなど、新しい課題が生じています。

このような状況の下、国は、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を相次いで公布・施行しました。

誰もが自由で、一人一人尊い存在として大切にされ、平等に扱われる社会をつくっていくためには、私たちは、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さないという意思を態度や行動に表していかなければなりません。

ここに私たちは、高知市民としての誇りをもって、一人一人の違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合う共生社会を実現し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくために、不当な差別や偏見を許さず、これを解消していくという決意の下、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権を尊重する意識（以下「人権意識」という。）の高揚及び人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識して、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、人権意識の高揚に努めると

ともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市と協力し、人権尊重のまちづくりの推進に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する事項
- (2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 人権問題に関する相談及び支援体制の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第10条第1項に規定する高知市人権尊重のまちづくり審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、県その他関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の実施)

第8条 市は、差別を解消するために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

2 市長は、差別を解消するために必要に応じて調査を行い、指導及び助言を行うことができる。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 市は、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

(高知市人権尊重のまちづくり審議会の設置)

第10条 本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、高知市人権尊重のまちづくり審議会を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 人権施策に関し、専門的な知識を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(基本計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている高知市人権教育・啓発推進基本計画（平成17年8月策定）は、第7条第1項の規定により策定されたものとみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市人権尊重のまちづくり条例（平成31年条例第15号）第11条第5項の規定に基づき、高知市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第4条 会長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、委員長及び委員会委員2人以上をもって組織し、それぞれ審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 4 委員長は、委員会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、会長の指名する委員会委員がその職務を行う。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の同意を得て定める。

(資料提供その他の協力等)

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働部人権同和・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開催される審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。